

# オセアニア教育学会 災害等支援についての指針

2022年3月10日

オセアニア地域において、災害等によって甚大な被害が生じた際に、当該地域の教育や社会生活等の復興の一助になることを目的として、学会として寄付金協力の呼びかけ等を行う場合の方針と手続きに関し、当面の間、以下のように定める。

- (1) 当学会員はだれでも他の学会員に対し災害等寄付金への協力の呼びかけを行いたい旨、理事会に申請することができる。当該学会員は、呼びかけ人代表として、適切な支援団体や寄付金窓口を事務局に報告し、学会による寄付活動が終了するまで、理事会及び事務局に協力する。
- (2) 理事会の承認後、事務局は寄付の呼びかけ開始について速やかに学会員に通知する。その際、学会として、振り込み期限を切って、寄付金の取りまとめを行い、学会を寄付代表者として支援団体や寄付金窓口に送付することを確約する。
- (3) 学会予算から直接寄付を行うことはしない。
- (4) 事務局は、総会において、実施した寄付活動の概要について報告する。

以上